

経済産業省

令和5年10月4日

一般社団法人日本産業・医療ガス協会会長 殿

経済産業省産業保安グループ高压ガス保安室長

危険物運搬車両に対する指導取締りについて（依頼）

令和5年9月29日付け警察庁丁保発第117号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受けて、別添2のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県及び指定都市の高压ガス保安担当課室長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

高压ガスに係る関係団体におかれましては、同通知の趣旨を御了知の上、今後とも法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。

警察庁丁保発第117号
令和5年9月29日

経済産業省 産業保安グループ
高圧ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りについて（依頼）

危険物運搬車両については、一たび事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすことから、これを未然に防止することが重要であると考えています。

こうした考えの下、これまで例年11月を危険物運搬車両に対する指導取締りの実施期間として重点的に指導取締りを推進してきたところ、今後は全国一律の実施期間を定めるのではなく、関係機関が更に連携し、より実効的な指導取締りを地域の実情に応じて実施してまいりたいと考えていますので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、必要に応じて管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

なお、本件については、当庁から全都道府県警察に対しても同様の指示をしていることを申し添えます。